

## ひとり親家庭等で資格取得等をお考えのとき

### 43 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

|           |                                                         |
|-----------|---------------------------------------------------------|
| 制 度 内 容   | ひとり親家庭の父母が資格取得をめざし、養成機関に修業している期間、生活費を支援します。修業前に面談が必要です。 |
| 対 象 者     | 市内に住所を有するひとり親家庭の父母                                      |
| 必 要 な も の | 担当課までお問合せください。                                          |
| お問い合わせ先   | こども家庭課 こども家庭係（保健福祉センター2階） ☎572-7106                     |

### 44 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

|           |                                                  |
|-----------|--------------------------------------------------|
| 制 度 内 容   | ひとり親家庭の父母が、資格取得するための講座受講費用を助成します。受講前に申請・面談が必要です。 |
| 対 象 者     | 市内に住所を有するひとり親家庭の父母                               |
| 必 要 な も の | 担当課までお問合せください。                                   |
| お問い合わせ先   | こども家庭課 こども家庭係（保健福祉センター2階） ☎572-7106              |

## 45 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

### 制 度 内 容

ひとり親家庭の父母、ならびにひとり親家庭のこどもが、高等学校卒業程度認定試験のための講座を受け、修了したとき、また合格したとき受講費用の一部を支給します。受講前に面談・申請が必要です。

### 対 象 者

市内に住所を有するひとり親家庭の父母、又はその児童

### 必 要 な も の

担当課までお問合せください。

### お 問 い 合 わ せ 先

こども家庭課 こども家庭係（保健福祉センター2階） ☎572-7106